

「新しい生活様式」における西東京市公共施設（貸館等）利用基準

令和2年5月26日
(令和2年6月18日 一部更新)

1 本基準の内容

この内容は、新型コロナウイルス感染症専門家会議からの提言を踏まえ、新型コロナウイルスを想定し示された「新しい生活様式」を参考に、本市における公共施設（貸館等）利用の基準を示すものである。

2 共通事項

公共施設の貸館及び屋外施設の利用に際し、密閉空間（換気の悪い密閉空間）、密集場所（多くの人が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声）をできるだけ回避することを前提に、再開時の感染症の状況及び各施設特性にあわせ、次の項目を遵守の上、各施設の利用ができるものとする。

- (1) 外気を取り込めない施設については、引き続き、施設利用を認めない(窓がない又は換気をすることができない施設)。
※参考「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法（令和2年4月3日厚生労働省）
- (2) 施設の利用可能人数は、おおむね当該施設の利用可能定数の5割以下とし、各施設の特性により、それぞれ施設管理者が定めた人数とする。
- (3) 施設利用における「身体的距離の確保」の基準は、施設利用者同士が、できる限り2メートル（最低1メートル）の距離を確保できることを条件とし、この条件が困難な場合は施設利用を認めないものとする。
- (4) その他、施設利用に当たり、利用者が遵守すべき事項は、以下のとおりとする。
 - ア 施設利用者は、あらかじめ自宅等において検温等により体調の確認を行うこと（発熱や、風邪の症状、体調不良の場合は、利用を見送ること。）。
 - イ 施設利用者は、マスクの着用のほか、咳エチケット、手洗い・手指消毒を徹底すること。
 - ウ 運動・スポーツ中のマスクの着用は、施設利用者等の判断によるものとするが、それ以外の場合にあつては、マスクの着用を行うこと（受付時や休憩中等、運動・スポーツ中以外の場合）。
 - エ 団体利用に係る施設利用の代表者は、団体利用者全員の氏名及び連絡先を把

握すること（施設利用当日から1か月程度の間、施設利用者を把握しておくこととし、万が一、当該利用者又は他の施設利用者において感染症の発生等があった際には保健所等の公的機関に提供し、必要な調査に協力すること。）。

オ 施設利用者は、当該施設の利用が終了した後、可能な範囲で利用箇所の消毒作業を行うこと（施設備付け器具等を使用した場合は、消毒の上、返却すること。）。

また、施設利用の後、速やかに退出することとし、施設管理者が行う換気作業時間の確保に協力すること。

3 各施設における利用細目

上記2に掲げるもの以外の細目については、各施設管理者が別に定めるものとする。

4 指定管理者が管理している施設の取扱い

指定管理者が管理している施設については、この基準を参考に市と指定管理者の協議において、別に定めるものとする。

5 基準の見直し

この基準は、感染症の流行状況等を勘案し、その状況により、適宜見直すものとする。

6 適用日

この基準は、令和2年5月26日から適用する。

【現行基準】

「新しい生活様式」における西東京市公共施設（貸館等）利用基準

1 本基準の内容

この内容は、新型コロナウイルス感染症専門家会議からの提言を踏まえ、新型コロナウイルスを想定し示された「新しい生活様式」を参考に、本市における公共施設（貸館等）利用の基準を示すものである。

2 共通事項

公共施設の貸館及び屋外施設の利用に際し、密閉空間（換気の悪い密閉空間）、密集場所（多くの人が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声）をできるだけ回避することを前提に、再開時の感染症の状況及び各施設特性にあわせ、次の項目を遵守の上、各施設の利用ができるものとする。

- (1) 外気を取り込めない施設については、引き続き、施設利用を認めない(窓がない又は換気をすることができない施設)。

※参考「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法（令和2年4月3日厚生労働省）

- (2) 施設の利用可能人数は、おおむね当該施設の利用可能定数の5割以下とし、各施設の特性により、それぞれ施設管理者が定めた人数とする。
- (3) ~~飲食を伴う利用は、当面の間、認めない。ただし、熱中症予防や体調管理のため利用時において水分補給が必要な場合は、この限りでない。~~
- (4) 施設利用における「身体的距離の確保」の基準は、施設利用者同士が、できる限り2メートル（最低1メートル）の距離を確保できることを条件とし、この条件が困難な場合は施設利用を認めないものとする。

以下 略